

小千谷市消防団

安全管理マニュアル

小千谷市消防団

平成 26 年 2 月 1 日 策定

令和 8 年 4 月 1 日 一部改正

— 目 次 —

安全確保 10 則	1
第 1 節 安全管理の基本	1
1 安全管理の意義	1
2 安全管理の指向	2
第 2 節 災害現場の特性と危険性	2
1 拡大危険と対象物の不安定性	2
2 行動障害	2
3 異常心理	3
4 疲労	3
第 3 節 安全管理の実践	3
1 物的危険要因の予知・予測	3
2 環境的危険要因に対する配慮	3
3 人的危険要因の排除	4
4 指揮者の責務	4
5 自己管理の徹底	5
第 4 節 災害活動の安全管理	5
1 火災	5
1－2 林野火災	10
2 風水害	12
3 震災	14
4 熱中症対策	16

小千谷市消防団 安全管理マニュアル

安全確保 10 則

- 1 安全管理は、任務遂行を前提とする積極的行動対策である。
- 2 災害現場は、常に危険性が潜在する。安易に慣れることなく危険に対する警戒心を弛めるな。
- 3 部隊及び団員が指揮者の掌握から離脱することは、重大な事故につながる。独断的行動を慎み積極的に指揮者の掌握下に入れ。
- 4 危険に関する情報は、現場の全団員に迅速に徹底せよ。危険を察知した者は、直ちに指揮本部に報告し、緊急の場合は周囲に知らせて危害を防止せよ。
- 5 興奮、狼狽は事故の土壌になる。どんな活動環境においても冷静さを失うな。
- 6 機械及び装置に対する知識の欠如は、事故を誘引する。各種資器材の機能、性能限界を明確に把握し、安全操作に習熟せよ。
- 7 安全確保の基本は、自己防衛である。自己の安全は、まず自身が確保せよ。
- 8 安全確保の第一歩は、防火衣着装に始まる。完全な着装を常に心がけよ。
- 9 安全確保の前提は、強靱な気力、体力にある。平素から激動に堪え得る気力、体力と体調を持続せよ。
- 10 事故事例は、かけがえのない教訓である。内容を詳細に把握し、行動指針として活かす。

第 1 節 安全管理の基本

1 安全管理の意義

消防機関は、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するという任務を遂行するため、災害現場に出動する。

一方、災害現場では、危険要素が数多くある環境下で消防活動を実施しなければならない、指揮者も団員も常に安全に対する配慮と確認をしながら

任務を達成しなければならない。

消防における安全管理とは、危険性を伴う任務の遂行を前提とした消防活動を実施するに当たり、事故の絶無を期するため、事故要因を合理的に除去するための一連の安全対策をいう。言い換えれば、「安全管理は、それ自体が目的でなく、任務遂行と両立の関係にあり、さらには任務遂行を前提とする積極的行動対策である。」と定義づけられる。

2 安全管理の指向

安全管理は、安全意識を高めるのが基本である。

事故防止のためには、潜在危険要因やヒヤリとしたこと、ハッとしたことなどに目を向け、こうした要因を排除することが基本である。危険要因を排除するということは、裏返すと安全の先取りになるのである。

潜在危険の排除には、まず危険に対する感覚、感受性を養い、危険を正しく予知・予測し、事前に必要な手を打つことであり、これが安全対策につながるものである。

第2節 災害現場の特性と危険性

災害は当然のことながら、1件ごとにその様相が異なる。時間経過によって事態が複雑に移り変わり、変化の度合いも一様ではない。

そこで、災害活動の安全管理を理解するうえで、その特性と危険性に目を向けると次のような事項があげられる。

1 拡大危険と対象物の不安定性

災害は複雑多様化の傾向をたどり、特に火災は、短時間のうちに急速に拡大し、危険の度合いもこれに比例して増大する特性がある。

平素は、全く安全と信じ切っている場所が、災害によって不安全で状況変化も著しく、不安定なものとなり、すべて危険を前提として行動しなければならない。

2 行動障害

災害現場では、平常の行動パターンと異なる行動を余儀なくされる。

災害現場は混乱し、乱雑となりやすい。こうした障害を超えて消防の任務を達成しようとするところに危険が潜在するのは当然と考えなければ

ならない。

3 異常心理

災害現場では、災害関係者はもちろん、指揮者であれ、団員であれ、平素の精神状態でいられる人はいない。

緊張や興奮した異常な心理状態にあると、冷静な思考力の衰退につながり、それだけ安全に対する配慮にも欠けて、危険性も高い状況といえる。

4 疲労

災害現場で、長時間の活動に耐えるということは大変な忍耐力を必要とし、身体は極度に疲労する。

思考力は減退し、注意力も散漫となり、疲労が増すとともに危険性は増大する。

第3節 安全管理の実践

事故の発生は、不安全な状態であったか、不安全な行動をしたか、あるいはこの双方が一緒になった場合に起きており、事故の背景にある潜在危険要因に目を向け、危険に対する感覚、感受性の向上を図るとともに、次のような危険要因の排除に努めなければならない。

1 物的危険要因の予知・予測

建物や施設、設備及び構造等に安全上不備欠陥があり、不安全な状態にあるものを物的危険要因といい、火災現場においては、この物的危険要因が顕著である。

物的危険要因があると、団員の安全行動とは関係なく事故発生の可能性がある。

その対応策としては、事前に危険を予知・予測し、危険に対する感受性を高め、事前に危険要因を排除することにより、相当の効果が期待できるものである。特に訓練においては、危険要因の排除に力を注ぎ、安全管理に万全を期さなければならない。

2 環境的危険要因に対する配意

環境的危険要因としては、季節的な気象条件や天候に左右されることがあげられる。

また、現場付近の立地条件として、路面の不整地、段差、勾配等の潜在危険も考えられる。

さらに、火災の発生と同時に作り出される環境では、炎、煙、有毒ガス、停電による暗闇等の危険要因は、時間の推移によって変化も著しい。

3 人的危険要因の排除

災害現場の危険要因として、大きなウェイトを占めるのが、団員の不安全な行動あるいは行為によるものである。

不安全な行動をとるといった判断は、次のような場合である。

- (1) 安全に対する知識がなかったり、認識が不足している。危険に対する感受性が不足している。
- (2) 能力が不十分でやれない。
- (3) 知識や能力があってもやらない。意識が低下していてやれない。

災害現場において、安全な行動ができないということは、自ら危険要因をつくり出し、事故を招くこととなる。

事故の原因として、よく「不注意」という理由を上げる場合がある。実際には、危険要因があることに気がつかなかったため事故につながる人が多い。

不注意を起こさせる条件として、次の二点があげられる。

- (1) 肉体的条件（疲労、苦痛、病気、暑さ、寒さ等）
- (2) 精神的条件（喜怒哀楽、心配、気疲れ、緊張感、解放感、慣れ、迷い、不安等）

こうした条件は、注意力、集中力などを散漫にさせ、事故に結びつきやすい。

このように、災害現場では、不安全行動とヒューマンエラーが相互に作用して事故に結びつくことが多いのである。

4 指揮者の責務

指揮者は、消防活動を効果的かつ安全に行うため、現場をよく確認して状況の推移とその環境を見極め、団員の安全確保に努めなければならない。

また、団員の行動の誤りや取扱いミスなどの不注意に起因する事故を防止するため、肉体的な要因及び精神的な要因に配意し、状況に応じた適切な任務分担をするなど、安全管理の徹底を期さなければならない。

5 自己管理の徹底

火災現場における安全確保の基本は、適正な自己管理である。団員個々は、消防活動に耐え得る体力、気力及び技術の練成に努め、常に自己の安全を確保する気概を持って、どんな事象にも対処できる臨機の判断力と行動力を養うよう努めなければならない。

そして、団員同士が相互の安全確保に努め、これを自覚することが現場の安全管理の基本でもある。

第4節 災害活動の安全管理

1 火災

(1) 出動

ア 出動時の装備は原則として活動服、ヘルメット、編上げ靴、耐切創手袋とし、各器具置場へ参集し、積載車等で出動する。なお、直接現場へ自家用車等で出動する場合も、この装備に準ずるものとする。

イ 出動するときは、誘導員による警笛や赤旗等により歩行者や一般車両に注意を喚起し避讓を確認する。

ウ 赤信号の交差点を通過する場合は、優先通行権を過信することなく、一時停止又は徐行し、一般車両が停止したことを確認してから通過するなど細心の注意を払う。

エ 緊急走行中は、車載マイク等を積極的に活用し、車両や歩行者に注意を喚起する。特に停車車両の陰や路地等から飛び出す車両や歩行者に注意する。

オ 緊急走行中は、火や煙が見えるとそれに気をとられ、注意力が欠落しやすいので、運転者はもちろん全員が一体となって、安全管理に努め運行する。

カ 災害出動は、自己隊だけでなく、他の隊も各方面から出動してくるので、特に交差点やT字路では、消防車同士の出会い頭の衝突にも注意する。

(2) 現場到着時

ア 停車時は、駐車ブレーキを確実にかけ、車両が確実に停車したこと

を確認してから車輪止めをする。

イ 停車位置は、傾斜地及び軟弱な場所を可能な限り避ける。

ウ 現場の状況によりやむを得ない場合を除き、反対車線には停車しない。

エ 火災現場等では、二次災害を防ぐため、風上等の危険の少ない場所に停車する。

オ 車両の誘導合図は、警笛、警備灯、手信号等により、幅員、高さ、その他必要事項を明確に機関員に伝達する。

カ 車両を誘導するときは、足元に気を配り、一般車両や歩行者、活動している団員に注意して確実に実施する。また、車両の前後は避け、努めて車両の側方で誘導する。

キ 夜間、車両を誘導するときは、必ず照明器具を使用する。

(3) 水利部署

ア 水利部署時は、吸水活動、ホース延長、資器材搬送等の行動が同時に行われ衝突する危険があるため、他の団員の行動及び住民の行動に注意する。

イ 地下式消火栓、防火水槽の蓋は、転落防止のため、吸管を伸長してから開放し、スピンドルドライバーは、吸管離脱まで抜かないこと。また、水槽等の蓋を開けた場合、パイロン等により開放危険を喚起する。

ウ 吸管伸長時は、吸管のはね返りやつまずきに注意し、消火栓等に結合したら開栓前に必ず吸管を引いて結合状態を確認する。

エ 地下式消火栓、防火水槽及び池などに通行人が転落のおそれがある場合は、ロープまたはコーンなどで標示するなどの転落防止措置を行う。

オ 塀越し等の水利に部署するときは、はしご等を活用し2人以上で行い、不安定な踏み台を利用しないようにする。

カ 河川に吸管を投入するときは、流水の速さと深さに注意し、必要以上に河川に足を踏み入れないようにする。

キ 河川等転落危険のある水利に部署する時は、支持物にロープなどを使い自己確保を取るなど転落防止措置を講じる。

ク 積雪・寒冷時は、滑り、転倒に注意して作業を行う。

(4) ホース延長

ア ホースブリッジを使用するときは、他の交通に十分注意して行う。

イ 軒下等は落下物等の危険があるので、火災建物と平行とならないよう延長する。

ウ 塀等を乗り越え延長するときは、塀等の強度を確認するとともに積載はしご等を活用する。

エ ホースの屈曲、ねじれ等に注意する。

オ ホースは必ず広い場所で延長してから、路地等へ引き込むようにする。

(5) 送水

ア 機関員は、筒先部署までに時間を要する場合又は筒先位置が確認できないときは、「放水始め」の伝令を待って送水する。

イ 予備送水は、筒先位置が確認できる場合とし、いつでも停水できる態勢で送水する。

ウ 見通しのできる場所でも、積載はしご等を利用して高所へホースを延長しているときは、筒先員の放水態勢が完了してから送水する。

エ ホース結合状況を確認して余裕ホースをとり、放口は徐々に開放する。

(6) 筒先部署

ア 建物の燃焼状況、壁体等の受熱状況、焼損程度等を観察し、家屋や壁体の倒壊、屋根からの落下物等の危険を考慮したうえで、活動団員の安全を確保できる場所を選定する。

(7) 放水活動

ア 筒先の開閉はゆっくり行い、反動力による転倒を防止する。筒先の保持は、できるだけ2人以上とし、安全を確保する。

イ 筒先を離すと危険である。高圧放水で反動力に耐えられないときは、壁体等の工作物で身体を確保したり噴霧注水とする。やむを得ないときは放水を中止し、機関員に伝え圧力を下げさせる。

ウ 放水をするときは、開始前に室内等の状況を確認し、目標、範囲を決定する。

- エ 熱せられた壁体やシャッターに放水した水が、熱気・熱湯になりはね返える危険がある。特に放水開始時には火炎蒸気の吹き返しがある。
- オ 吹き返し危険を避けるため開口部の正面を避けて、斜めに放水し、安全を確保してから正面放水に移る。

(8) 破壊活動

破壊活動は原則として行わない。消防団長等の下命によりやむを得ず行う場合は以下について留意する。また、目や顔を保護するため必ずヘルメットシールドを使用し破壊作業を行うこと。

- ア 開口部を設定する場合は、屋内進入している活動隊と連絡をとってから行う。
- イ ガラスを破壊するときは、とび口等を活用し上部から徐々に破壊する。窓枠のガラス片は可能な限り除去する。
- ウ トタン板の剥離作業は、とび口等を活用し、切創等に注意する。
- エ 大ハンマー、オノ、とび口等を使用するときは、周囲の安全を確認してから行う。

(9) 残火処理

- ア 疲労や緊張弛緩から注意力が散漫になるので、適宜交替や作業分担を行って、疲労の軽減を図り注意力の持続を図る。
- イ 屋根等の高所に放水するときは、下方及びその周辺の活動を規制し、監視員を配置する。
- ウ モルタル亀裂・ふくらみ等や柱等の焼き状況から崩落のおそれがある場合は、強制的に破壊し落下させるか標示テープ等により立ち入り禁止措置をとる。
- エ 放水した水が凍結し、滑りやすいときは慎重に歩く。
- オ とび口等で作業する場合は、周囲に作業スペースをとり、必要により監視員を置く。

(10) 引揚げ

- ア 現場で使用した資器材を撤収し、走行中落下しないよう確実に積載する。
- イ 使用した防火水槽への補水や水利蓋の確認を必ず行う。
- ウ 疲労等から走行中に信号の見落とし等のないよう、要所要所で確認

呼称し、注意力の持続に努める。

エ 下車するとき、車両のステップは、ぬれて滑りやすいので足元を確認して静かに降りる。

オ 引揚げ後は使用した資器材の点検を行い、異常の有無を確認する。
また、資器材を積み替えるときは、相互の連携を密にし、特に重量物は声をかけ合い注意喚起しながら安全に行う。

カ 消防ポンプの放口、吸口、ドレンコック等を確実に閉鎖するなど次の出動に備える。

キ 冬期間は消防ポンプの配管が凍結するおそれがあるため、凍結防止の措置を行う。

1－2 林野火災

(1) 共通事項

ア 林野火災では、防火衣の着装を基本とする。ただし、劣悪な地形や強風・乾燥等の悪条件下での活動では、安全管理上問題がないと判断できる場合に限り、ヘルメット、編上げ靴など活動しやすいものの着用を考慮する。

イ 延焼状況、風向の変化に注意して行動する。また、急斜面では上方及び風下側の延焼速度が速く危険であるので特に注意する。

ウ 山の急斜面を延焼中の場合や強風等で急速に延焼拡大中の場合は非常に危険なので、上方または風下側に部署せず、燃えた跡地や防火帯、大規模な空地等から監視する。

エ 気象条件（風向・風速）の変化により延焼状況が急変する場合があるので、活動中、休憩中を問わず、監視員を置き、常に延焼状況の把握に努めるとともに、必ず退路を確保する。

オ 林野火災に出動する隊は、通常の活動と比較して疲労が蓄積するため、水分や塩分、補助食等を持参して、適宜水分補給等をしながら活動する。

カ 原則として住宅の隣接地を除き山地の林野火災は、日没後には消火活動を行わない。

(2) 進入活動

ア 団本部は、行動前に高所より火勢、地形等の状況を観察し、風向・

風速等の気象条件から延焼速度、延焼方向等を把握し、火勢に追われても十分退避可能な距離を保った進入路を選定するとともに、防ぎよ方法、安全確保等の必要事項を具体的に指示する。

イ 消防車両により進入する場合は、あらかじめ方向転換場所やすれ違い場所を選定するとともに、退避方向に向けて部署する。

ウ 進入はできる限り焼け跡や稜線を選び、谷間には進入しないようにする。

エ 傾斜地では、落石、焼き物の落下、飛火の危険があるので、燃えている真下から進入しないようにする。

オ 樹木の枝、切り株等の突出物が多いので、つまずき、すべり、転倒、踏み抜き等に注意する。

カ 夜間の火災は、危険が非常に大きいので原則として進入しない。やむを得ず進入する場合は、事前に延焼状況を確認の上、照明器具等を活用し、安全管理に十分配慮する。

(3) 消火活動

ア 団本部は、常に延焼速度、方向等の状況の急変を予想し、避難路を考慮のうえ部隊配置を行う。

イ 団本部は、長時間にわたる活動の場合は、団員の疲労度等を考慮し、休憩、現場交替、水分補給等を適切に行うよう配慮する。

ウ 消火活動は、孤立や遭難による危険をさけるためできる限り複数隊で行うとともに、携帯無線や携帯電話、トランシーバー等を活用し、情報伝達手段を確保する。

オ 単独行動は極めて危険であるので行わない。必ず複数の団員で相互に声をかけ合い、その声が聞こえる範囲内で行動する。

カ 背負式消火器具で消火するときは、延焼や飛火等により退路を断たれる危険があるので、周囲の下草等に予備注水しながら行動する。

キ 傾斜地上方でホース延長により放水を行うときは、火煙、気象等の状況を考慮し、安全を確認して慎重に行う。

ク 煙に包まれたときは、あわてることなく新鮮な冷たい風が吹いてくる方向に避難する。

ケ 炎に囲まれそうになった場合は、煙や熱気を吸わないようにすると

ともに、姿勢を低くしてくぼ地などで身を守り、周囲に注意して脱出する。

コ 林野火災は、長時間の活動が予想されるため、適宜水分補給や活動団員の交替を行い熱中症に注意する。

2 風水害

(1) 警戒

ア 河川警戒は必ず2人以上で行い、救命胴衣を着用する。

イ 携帯無線や携帯電話、トランシーバー等を活用し、団員間の連絡を密にする。

ウ 風雨により視界が悪く、路面の水没や倒壊物等により悪条件となるため、車両で警戒する際は、周囲に注意して慎重に通行する。

エ 堤防の法面は滑りやすいので注意し、水位状況の確認等は固定物に命綱を結着して行う。

オ 強風、突風によって河川等に転落しないように注意するとともに、市街地及び住宅地では、かわら・看板等の落下や飛散物があるので、必ずヘルメットを着用し、頭上にも注意して行動する。

カ 堤防監視警戒は、決壊等事態の急変に備え、常に退路を念頭におきながら行動する。

キ 電柱が傾斜したり倒れている場合は、垂れ下がっている電線に注意し、感電しないようにする。

ク 崖地及び急傾斜地付近の警戒は、落石や土砂崩壊の危険があるので、真下に位置しないよう注意する。

(2) 水防活動

ア 資器材等

(ア) 車両、資器材等は、破堤等を考慮した安全な場所に置き、常に整理整頓しておく。

(イ) 新たに発生する危険に対処し得るよう資器材の予備品を確保する。

(ウ) 工具・道具類は、結合部や柄に緩みや亀裂がないか常に点検して使用する。

イ 水防工法

(ア) 団員の共同作業は確実に、かつ、指揮者の号令やかけ声により力を合わせて効率的に行う。

(イ) 掛矢、スコップ、つるはしを使用するときは、他の団員と接触しないよう十分注意する。

(ウ) 水際の作業は救命胴衣を着用し、転落したり流されたりしないよう命綱をつける。

(エ) 堤防上の作業では、次のような破堤の前兆現象に注意する。

a 洗掘箇所が特に濁ったり、堤防に亀裂が生じたとき。

b 法崩れが天端まで達したとき。

c 漏水量が多く、濁ってきたとき。

d 漏水に泡が混じった状態のとき。

(オ) 水防活動が長時間にわたり連続作業となるときは、団員を随時交替させ、疲労による注意力の散漫に起因する事故を防止する。

(3) 救助及び避難

ア 崖崩れ等の救助時は必ず監視員を配置して二次災害を防止する。

イ 崖崩れ等の前兆現象に十分注意し、前兆現象を覚知したときは、直ちに退避する。退避は、土砂の流れる方向と直角の方向とする。

ウ 浸水地の避難誘導は、水深が浅い道路を選定し、活動が見渡せる場所に監視員を配置する。

エ 避難誘導時は、マンホール等の開放箇所に注意し、浸水地の歩行避難は、一般に大人で30cm、子供で20cmまでとし、団員の行動は腰までの水深を限度とする。

(4) 崖崩れ等の前兆現象

ア 通常湧水がない崖の途中から湧水が噴き出し、または山腹からの湧水が急激に増減し、その水が濁っている。特に湧水が止まったときは、崩壊の危険がある。

イ 降水量に変化はないが、溪流の水が急に増減した場合。特に急減した場合は、崩壊の危険が迫っている。

ウ 崖や山肌の岩石が崩れ落ちるとき。

エ 崖上に亀裂、水溜りが生じたとき。

オ 崖の斜面に亀裂が生じたとき。

カ 家のきしむ音、木の根の切れる音、地鳴りがするとき。

キ 付近の井戸水が急に濁ったり、水位が増減したとき。

3 震災

(1) 参集及び参集途上における活動要領

ア 参集場所は、消防本部及び各器具置場とする。

イ 参集手段は、徒歩、自転車又はバイクとし、自動車は使用しない。

ウ 参集途上は、住民に出火防止を中心に呼びかけを行う。また、火災発見に努め、家屋の倒壊や交通障害など、可能な範囲で被害状況を収集する。

エ 参集途上に火災を発見し、自力で消火可能と判断したときは、付近住民と協力して積極的に消火活動を行う。また、火災現場を離れられない状況のときは、住民を器具置場に向かわせて待機している団員へ状況報告等を依頼し、自らは残って住民と協力して消火活動を行い、積載車などの到着を待つ。

オ 火災を発見し、消火不可能と判断した場合は、付近住民に延焼防止など、可能な範囲で消火活動を行うよう、また、活動が困難になったときはすみやかに避難するよう指示し、器具置場に急行して火災の報告をし、積載車等による消火活動に移行する。

カ 要救助者のいる現場に遭遇した場合は、災害発生状況及び装備等を勘案し、可能な限り対応する。

(2) 震災消防活動

ア 活動の原則は、人命救助を優先して行うほか、次により行うものとする。

(ア) 火災の早期発見と一挙鎮圧の原則

火災を初期のうちに鎮圧することが大火災を防ぐ最大の方策であり、早期発見と一挙鎮圧を行う。

(イ) 避難場所、避難道路確保の優先の原則

延焼活動が多発し、拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所、避難道路の確保のための活動を行う。

(ウ) 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼活動を覚知した場合は、市街地等、重要かつ危

険度の高い地域を優先に活動する。

(エ) 火災現場活動の原則

- a 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻撃的現場活動により火災を鎮圧する。
- b 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、人命救助を最優先とし、守勢的現場活動により延焼を防止する。

(3) 部隊編成等出場準備

- ア 器具置場等に参集したときは、分団長等に、参集した旨と参集途上に見聞した交通障害などの被害状況を簡潔に報告する。
- イ 器具置場のシャッター等を開け、積載車、資器材等を屋外に出す。
- ウ 積載車、資器材等を速やかに点検し変形及び損傷があり、機能に支障がある場合は、直ちに応急修理を行う。
- エ ホースは、ポンプ性能等を考慮し多口放水に備えて増積し、予備のオイル、燃料も準備する。
- オ 点検、整備が終了したならば防火服等を装着し、分団長等から任務の付与を受け部隊の編成を行う。

(4) 出場

- ア 管内で2ヶ所以上の火災を覚知した場合は、火煙の見える火災を優先する。
- イ 両火災とも延焼している場合は、延焼危険及び重要地域の火災を優先する。ただし、積載車等が使用できる水利がある地域に限るものとする。
- ウ 火災出場途上に救助を要する現場に遭遇した場合は、出場する火災が延焼火災の時は、住民に対して、他の分団等が対応する旨の説明をして火災現場に急行する。

なお、火煙が見えない場合は、団員数名を残し、火災現場に急行する。

(5) 水利部署

消火栓が使用できない場合が多いことから、水利は耐震性貯水槽、防火水槽、河川、池、プール等を優先する。

(6) 救助活動

- ア 同じ程度の規模の救助事案が火災現場付近とそれ以外の場所で同時に発生した場合は危険度が高い火災現場付近を優先して実施する。
- イ 同時に複数の救助事案が発生した場合は、原則として少数で多数の人命を救助できる事案を優先し、短時間で一人でも多く救出する。
- ウ 救命処置を必要とする人を優先して救出する。
- エ 一人でも多く救助するため、多くの付近住民の協力を得て救助活動を実施する。

(7) 活動時の留意事項

- ア 活動は原則、2人以上で行う。
- イ 現場付近全体の安全確保のための監視員を配置する。
- ウ 余震又は建物の梁等を除去することにより、さらに崩壊することのないよう必要な措置を行う。

4 熱中症対策

(1) 報告体制

- ア 団員間で定期的に連絡を取り合い、体調異常の有無にかかわらず分団長もしくは隊の最高責任者へ定期的に報告する。
- イ 分団長及び最高責任者は、活動している団員の状態を定期的に把握し、団本部へ報告する。
- ウ 熱中症の自覚症状がある場合、または他の団員の異変に気付いた場合は速やかに分団長もしくは最高責任者へ報告し、報告を受けた分団長等は団本部へ報告する。

(2) 活動中

- ア 活動時間・休憩時間を明確化し、活動が長引く場合はローテーションを指示する。（活動開始時間の記録等）
- イ 定期的な水分補給
- ウ 団員の体調確認（各分団長及び最高責任者）
- エ 団本部よる活動状況の巡視
- オ 熱中症の症状が出た（ある）場合、可能であれば涼しい場所への移動、着衣の離脱や冷却、水分補給をさせ改善が見られない、意識レベルが悪い場合は早期救急車の要請を団本部及び消防本部指揮隊へ依頼し、医療機関を受診させる。

(3) 活動後

- ア 水分補給
- イ 頭頸部・腋窩部などの冷却
- ウ 日陰・空調車両内での休息